主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

原告訴訟代理人は、「特許庁が、昭和五八年五月一一日、同庁昭和五三年審判第一五六〇八号事件についてした審決を取り消す。訴訟費用は、被告の負担とする。」との判決を求め、被告訴訟代理人は、主文同旨の判決を求めた。 第二 請求の原因

原告訴訟代理人は、本訴請求の原因として、次のとおり述べた。

ー 特許庁における手続の経緯

原告は、別紙記載のとおりの「ALLROUND」の欧文字を横書きしてなり、商標法施行令別表第二四類「運動具、その他本類に属する商品」を指定商品とする登録第一三一六九二四号商標(昭和四三年一二月二日商標登録出願、同五二年一二月一九日設定登録。以下「本件商標」という。)の商標権者であるが、被告は、昭和五三年一〇月三〇日、特許庁に対し、原告を被請求人として、本件商標の登録無効の審判を請求し、昭和五三年審判第一五六〇八号事件として審理されたが、昭和五八年五月一一日、「本件商標の指定商品中「スキー用具」についての登録を無効とする。」旨の審決(以下「本件審決」という。)があり、その審決謄本は、同年七月四日原告に送達された。

二 本件審決理由の要点

本件商標の構成及び指定商品は、前項記載のとおりであるところ、「ALLRO UND」の文字は、「万能、多芸、万能の、多芸の、なんでもこなす人」等を意味する英語で、特にスポーツマンの間では万能選手をオールラウンド・プレーヤー、 オールラウンド選手又は単にオールラウンドと称し、極めて親しまれた語であることは認められるが、この語が指定商品運動具について、商品の品質、効能を表示す るものであるとして取引上普通に使用されている事実の立証がないので、運動具に ついて自他商品の識別標識としての機能を有しないものと認めることはできない。 次に、スキー用具について審理するに、請求人(被告)提出に係る証拠によれば、 「オールラウンド」という用語は、オーストリア国「ケスレー(日本輸入総代理店 丸紅飯田株式会社)、オーストリア国「フイツシヤー」(発売元 兼松スポーツ 用品株式会社)、西独国「エルバツハ」(日本総代理店 株式会社日本ダンロツ プ)、仏国「DYNAMIC」(日本総代理店 日仏貿易株式会社)、米国「オーリン」(ダイワ精工株式会社)、伊国「FREYRIE」(日本総代理店 ミツコスポーツ株式会社、発売元 渡辺株式会社及び佐々木株式会社)、「K. K. 三洋 スポーツ商会」、伊国「ランボルギーニ」(総代理店 日本カベール株式会社) 「第一商事株式会社」、「西沢スキー」、伊国「マクセル」(輸入発売元 株式会 社東京トツプ)、「HIROSAWA」、米国・オーストリア国「HEAD」(株 式会社大沢商会)、「アジアスキー株式会社」、スイス国「VENDRAMIN I」(日本輸入発売元 ユー・ティー・シー・ジヤパン株式会社)、仏国「DYN ASTAR」、「ダイワ精工株式会社」、伊国「SPALDING」(総発売元 丸紅飯田株式会社)、「「明賀坂スキー製作所」、米国「HART」(株式会社アシ ツクス)、オーストリア国「ATOMIC」(伊藤忠商事株式会社)、オーストリ ア国「K2」、オーストリア国「クナイスル」(リーベルマン、ウェルシュリー株 式会社)、「カザマスポーツ販売株式会社」、「株式会社伊村製作所」、「ブリザード」(総代理店 ニチレイスポーツ株式会社)、「株式会社スワロースキー」等 の多くの会社で、「オールラウンド」、「オールラウンドスキー」、「オールラウンド用」、「オールラウンドタイプ」、「オールラウンドモデル」、「オールラウンドのスキー」として使用されている事実が認められ、『愛用者の証言』としても、【A】、【B】(プロスキーヤー)、【C】(小滝アメリカンスキースクール校長)、【D】(プロレーサー)、【E】(杉山進スキースクール校長)、【F】(プロスキーヤー)の冬氏が「オールラウンド」の語を記述的に使用している。第 (プロスキーヤー) の各氏が「オールラウンド」の語を記述的に使用している(甲 第二八号証。本訴における甲第六号証の三七の(イ)ないし(オ))。そして、コ ンサイス外来語辞典(三省堂編修所編)には、「オールラウンド」は、コンビネー ションスキーと同義語であり、コンビネーションスキーとは、「回転・滑降の両方

に使えるスキー、コンビあるいはオールラウンドとも。」と所載されている。以上の事実よりして、「ALLROUND」の文字は、被請求人(原告)が古い時代からスキーに使用していることを否定するものではないが、該文字は、被請求人(原告)以外にも多くの会社が本件商標の登録日(昭和五二年一二月一九日)前よりよりに使用していたことが認められる。してみれば、「ALLROUND」の欧文字よりなる本件商標は、これを指定商品中スキーに使用しても、これに接する取引者、需要者は、その商品がオールラウンドスキー(回転・滑降の両方に使えるスキー)であることを認識するにとどまり、自他商品識別標識としての機能を有しないものとみるのが相当である。また、これをオールラウンドスキー以外のスキーに使用するときは、商品の品質の誤認を生じさせるおそれがあるものといわなければならない。

したがつて、本件商標は、その指定商品中スキー用具ついて、商標法第三条第一項第三号及び同法第四条第一項第一六号の規定に違反して登録されたものであるから、右商品については、同法第四六条第一項第一号の規定により、その登録を無効とすべきである。

三 本件審決を取り消すべき事由

「オールラウンド」という用語が、本件審決摘示のとおり、多くの会社等で、ストーに関して、「オールラウンドスキー」、「オールラウンドモデル」、「オールラウンドモデル」、「オールラウンドモデル」、「オールラウンドモデル」、「オールラウンドー」というように使用されていたこと(使用の時期及び期間の点は除「カー、スキースクールの校長等)が、カー、スを記述的に使用していることは認めるが、本件審決は、「オールラウンド」の語を記述的に使用していることは認めるが、本件審決は、「オールラウンド」という片仮名文字が多くの会社で使われているとの事がない。「ALLROUND」という語がオールス外来語辞典の記載から、直ちに、「ALLROUND」という語がスキールス外来語辞典の記載から、「ALLROUND」という語がスキールスのよいで、「回転・滑降の両方に使えるスキー」を意味する語としての機能をしての誤った。同時である。は、自他商品であるとのには、「国転・滑降の両方に使えるスキー」を意味する語としての機能をしている。「本件商標は、おきしての誤るとしての誤るとしての誤るとしての誤るとしての誤るとしている。」の言語を遺形し、いて、誤った結論を導いたものであるから、違法として取り消されるべきである。すなわち、「事実誤認

(一) 「ALLROUND」の意味について

本件審決は、「コンサイス外来語辞典(三省堂編修所編)に、「オールラウン ド」は、コンビネーションスキーと同義語であり、コンビネーションスキーとは、 「回転・滑降の両方に使えるスキー、コンビあるいはオールラウンドとも。」と所載されていることを一つの根拠に、「ALLROUND」という語は、回転・滑降の両方に使えるスキーを意味する旨認定しているが、右認定は誤りである。すなわた、「ALLROUND」という語は英語であるから、その本来の意味を検討する Concise Oxford Dictionary(第七版。甲第三七号 証の一ないし三)には、「Allround」という見出し語はなく、ただ、「Allrounder」という語があり、何でもこなすという人という趣旨の説明が あるだけであり、Wedster の New Twentieth Centu ry Dictionary (甲第三八号証の一ないし三)及び Third New International Dictionary (甲第三九号証の一及び二)には「Allaroundを見よ」となつており、「Allaroun d」には、「万能の」というような意味だけで、スキー用語などではなく、Ame rican Colledge Dictionary (甲第四〇号証の一及び こ)、研究社の新英和辞典(甲第四一号証の一ないし三)及び小学館のランダムハ ウスの英和辞典(甲第四二号証の一ないし三)にも、「AIIround」とし て、万能的なことを意味することが書いてあるだけで、スキーのことなどは書かれていない。以上のように、「ALLROUND」という語には、「回転・滑降の両方に使えるスキー」という意味はなく、又はあつたとしても辞書に採用されるほどの一般的なものでないことが知られる。仮に、特殊な社会で独自の意味に用いられることがあるとしても、英語の辞書にない語義が、他国民である我々の間に一般的に知れているなどという認定をすることはできることではない。次に、英語の「A IIround」が、「オールラウンド」として特別な意味を獲得したか否かを検 討するに、外来語は外国からきて日本語になつた言葉を意味し、日本語の一部であ るから、国語辞典を見るに、広辞苑(甲第六号証の一三の(イ)ないし(ハ))及

(二) 「オールラウンド」という語の使用例について

本件審決がその認定に使用した証拠中には「ALLROUND」という語の使用 例は全くなく、本件審決において使用例として挙げられているのは、すべて「オー ルラウンド」という片仮名文字を使用した例である。そして、右「オールラウン ルプラフト」という所収名文字を使用した例である。そして、右・オールプラフド」という語の使用例をみると、単に一時的断片的に使用されたことを示すにすぎず、その内容を検討するに、(1)「万人向き」という意味で使われている例としては、「すべてのスキーヤーを満足させることの出来るオールラウンドなスキー」(甲第六号証の二二の(ヌ))、「ミドルクラスからレーサーまでのオールラウンドなスキーです。」(同号証の二七の(ロ))、「その名の通り誰もが自由に気楽した。 にスキーを楽しんでいただけるように開発されたオールラウンドスキー。」(同号証の三二の(ロ))、その他同号証の一九の(へ)、二〇の(ハ)及び二五の (2)「初心者用」という感じで使われている例としては、「滑りや (ハ)等が、 すさと操作性を特に重視して設計された基礎スキーヤーのためのオールラウンドタ イプ。技術的進歩を望んでいる中級、初級者用。」(甲第六号証の三一の (ロ))、「初級者にもチヤレンジできるオールラウンドタイプの素敵なスキー。」(同号証の三三の(ハ))、「女性や体力のないスキーヤーのために設計したオールラウンドの高級モデル。」(同号証の三四の(ホ))、その他同号証の二 二の(リ)等、(3)どんな条件にも適するという意味で使われている例として は、「どんな雪にもマッチするオールラウンドのスキー」(甲第六号証のニーの (木))、「あらゆる雪質、斜面にも安定した滑走が楽しめるオールラウンドスキー」(同号証の二二の(へ))、「アイスバーンから深雪まで、あらゆる雪質、地 形も斜面を選ばず最高の技倆を発揮できるオールラウンドなスキー。」(同号証の 二八)、その他同号証の二〇の(ハ)、二五の(ハ)、二七の(ロ)、三六の (ロ)及び三七の(二)、(ト)、(ヌ)等があり、(4)どういう目的にも使え るという意味で使われている例としては、「トツプスキーヤーのためのオールラウ ているという意味で使われている例としては、「回転、操作性、スピードと最高のオールラウンド。」(甲第六号証の一七の(ロ))、「滑走性、弾性、回転そして 切れ味と最高のオールラウンドモデルです。」(同号証の二二の(ロ)、「あらゆる条件に対し、完壁な性能をそなえたエキサイテイングなスキーです。大回転用の 精緻なスタイル、すぐれた弾性、そして高速度滑走時のぶれをおさえるコルゲーシ ヨン・コア。」(同号証の二七の(ロ))がある。右以外のものも、それ自体の意 味は不明ながら、少なくとも、「回転・滑降の両方に使えるスキー」という意味で

用いられていないことの明らかな例が多い。

以上のことからすると、右使用例が該当するスキーを「回転・滑降の両方に使えるスキー」であることを示す品質表示語として使われているとはいえないこと明ら かであり、したがつて、本件審決認定の使用例をもつて、「オールラウンド」とい う語が、まして「ALLROUND」という語が「回転・滑降の両方に使えるスキ 一」という意味で用いられていると認定することはできない。なお、被告は、本件 審決が、オールラウンドスキーについて、「回転・滑降の両方に使えるスキー」と 括孤内に注記したのは、コンサイス外来語辞典において、オールラウンドはコンビネーションスキーと同義であり、コンビネーションスキーは、回転・滑降の両方に 使えるスキーであると所載されていることによるのであり、当業者は、コンビネー ションスキーとは、一般用のスキーを指すものと理解しているのであるから、コン ビネーションスキーが「回転・滑降の両方に使えるスキー」であるとのコンサイス 外来語辞典の説明は、正にこのような一般用のスキーであることをいつているにす ぎないものであり、オールラウンドは、正にかかるコンビネーションスキーと同義である旨主張している。しかしながら、(1)甲第六号証の一五の(ロ)(フイツ シャー)では、GTX等のスキーについて、「オールラウンド」という説明を付しているが、別のスキー(右から五番目及び七番目のスキー)については、スキーの 機種として、「スーパーグラスコンビ」、「アル・スチール・コンビ」というよう に「コンビ」という言葉が用いられており(「オールラウンド」にはいかなる場合 にもこのような使われ方はない。)、(2)同号証の一五の(二)(エルバツハ)では、「フアイバー 600」というスキーについて、「完成されたオールラウンドスキー」という説明をしているが、すぐその上の「MS-100」というスキーについては、「コンビモデル」という説明をして、「オールラウンドスキー」と 「コンビモデル」とを違う意味内容を持つ語として使い分けており、(3)同号証 の一六の(ロ) (ミシヤル) では、「MICHAL 117」というスキーについ て、「オールラウンド用」という説明をしているが、「MICHAL 447」と いうスキーについては、「コンビネーションタイプ」という説明をしており、 いっスキーについては、「コンピネーションダイフ」という説明をしており、「オールラウンド用」と「コンビネーションタイプ」とを違う 意味内容を持つ語として使い分けており、同号証の一七の(ハ)及び一九の(ト)(FREYRIE)では、「MAKEBARED」、「MAKEBA WHITE」というスキーについて、「オールラウンドタイプ」という説明をしているが、そのすぐ上に掲載された「MIRAGE PRO」というスキーについては、「コンビネーションタイプ」 という説明をしており、「オールラウンドタイプ」と「コンビネーションタイプ」 とを違う意味内容を持つ語として使い分けており、(5)同号証の一九の(ハ) (sno-rex)では、「グラスGI」というスキーについて、「中級者用オールラウンドスキー」という説明をしているが、この「グラスGI」というスキーは、初心者用の「グラスGI」というスキーと上級者用の「グラスGI」というスキー(一般スキーヤー向けゲレンデ用)の中間にあるスキーで(価格もそうであ 「グラスGⅡ」というスキーだけが回転・滑降の両方に使えるスキ− 特に であるとは思われず、(6)同号証の二〇の(ハ)(ケスレー)には、「エクス・ イレブン「エス・シー」というスキーについて、「オールラウンド・レーシングス キー。コンビネーショタイプ。」という説明があるが、右の使用例において、「オ ールラウンド」と「コンビネーヨンタイプ」とが同じ意味内容を持つ語として用いられていないことは確かであり、(7)同号証の二一の(二)(マクセル)には、「RACING X2」というスキーについて、「オールラウンドレーサー専用スキー」という説明があるが、「オールラウンド」は「レーサー」にかかる形容詞で あり、同号証の二六(マクセル)では、「デルタ」というスキーについて、「オールラウンド」という説明をしているが、「シグマ・ブラツク」というスキーについては、「コンビネーション」という説明をしており、「オールラウンド」と「コン ビネーション」を違う意味内容を持つ語として使い分けており、(8)同号証の二 三(DYNASTAR)には、「MV2コスミツク」というスキーについて、「オールラウンドスキー。MV2エキツプと同じ構造ですが、柔か目に作られてありま す。インストラクター向きスキー。」という説明があるが、「MV2エキツプ」と いうスキーは、「フランスナショナルチームが実際に大回転滑降に使用しているも のです。」というのであるから、これまた回転・滑降の両方に使えるスキーということではない。(9)同号証の二九の(ロ)(アジアスキー)では、「コンビネー ション」と説明された一〇台のスキーのうちの六台についての総括的な説明とし 「オールラウンド」という語が使われており、明らかに「コンビネーション」

と同じ意味内容を持つ語として使われていない。(10)同号証の三四の(ロ)、(ハ)及び三六の(二)(スワロー)では、スキーを、「レジヤー用スキー」、「オールラウンド用スキー」、「スポーツ用スキー」に区別している。しかし、レジヤー用のものも滑り降りたり曲がつたりするのであつて、こうした区分をした者は、単に滑り降りたり曲がつたりできさえすれば、オールラウンドスキーであると考えているのでないことは確かである(なお、ここで「オールラウンド用スキー」とされている「GS 333」は、同号証の三三の(ロ)では、「オールラウンド用スキー」とはされていない。)。

以上のとおり、具体的な使用例をみると、「オールラウンドスキー」を「コンビネーションスキー」又はその略称である「コンビ」とは明らかに異なるものとして用いている例も多く、したがつて、被告の右主張は首肯できない。

(三) 「愛用者の証言」について

本件審決は、甲第六号証の三七の(イ)ないし(オ)(審判手続きにおける甲第 二八号証)から、【A】等が「愛用者の証言」として、「オールラウンド」の語を記述的に使用していると認定しているが、その内容は、愛用者としての各社のスキー使用感想を述べたもので、「オールラウンド」という語を「回転・滑降の両方に使えるスキー」などという限定された意味で使用しているわけではない。すなわち、(1)【A】氏の証言には、「オールラウンド」という語が出てくるが、それた日本の原因を、過度に対している。 は到底回転・滑降兼用スキーなどという意味で使用されていると解することはでき ない。コメントの内容もさることながら、「オーチェ」のスキー自体「オールラウ 台全部についてのコメントとしてこの語が使えるはずはないのである。このこと は、広告主も【A】氏も、この言葉を「一般向き」という程度の、あまり内容のな い形容詞としか考えていないことを示すものである。「ポイントをつかんで乗りこ なしたならば、その人の技量にあつたものを必ず見い出してくれる。」というの は、誰にでもいい、万人向きということである。(2)【B】氏の証言には、「オールラウンド」という語が出てくるが、同氏のコメントの対象となつた「K2」の三台のスキー中、回転・滑降兼用スキーなどというものは一台もなく、それどころか、三台のうちの一台である「コンペ 810」というスキーには「GSL(ジャ イアント・スラローム)向き」という説明がある。そして、そのコメントは、「コブ、新雪、そしてレツスン、競技とすべてに良い、オールラウンドのスキーといえ る。アイスバーンにおいても十分強さを発揮している」というのであるから、「オ る。アイスハーンにおいても下が強さを光揮している」というのであるから、「オールラウンドスキー」とは、全天候、多目的スキーという趣旨で使用したものと解すべきである。(3)【C】氏の証言にある、「くせのないオールラウンドスキー」というのと同じことであり、結局「万人向き」ということである。(4)【D】氏の証言には、「オールラウンドのスキー」という語があるが、本文のスキーについての説明そのものには、「オールラウンド」という語はないし、どういうことが同氏のいう「オールラウンド」であるかまない。「一般ゲレンデロきのスキー」、「くせがなくない。」であるかまない。「一般ゲレンデロきのスキー」、「くせがなくない。」であるかまない。「一般ゲレンデロきのスキー」、「くせがなくない。」 ウンド」であるかも分からない。「一般ゲレンデ向きのスキー」、 「くせがなく扱 いやすい」、「一般スキーヤーの遊びのスキーに最適である」などということであ ろう。(5)【E】氏の証言にある「私たちの場合、緩斜面も急斜面も凸凹も、そ してアイスバーンも一台のスキーで滑るわけです。そういつた意味でオールラウンドのスキーでなくてはならないのです」というコメントからうかがわれることは、 「多目的スキー」ということである。(6)【F】氏の証言にある「新雪、悪雪、 アイスバーンでの反応もすばらしく

オールラウンドをこなせるスキーである。」との表現は、雪の状態いかんにかかわらず使用できるスキーであることを意味している。

以上の(一)ないし(三)の事実によれば、「オールラウンド」という語が、ましてや「ALLROUND」という語がスキーについて、「回転・滑降の両方に使えるスキー」を意味する語として通用しているとの事実は認められず、本件審決の認定は、事実を誤認したものであること明らかである。 2 判断遺脱

本件審判において、本件商標は、商標法第三条第一項第三号に該当するとの被告の主張に対し、原告は、その主張を争うとともに、原告が「ALLROUND」の語を長年にわたつてスキーの商標として使用してきた結果、取引者及び需要者の間に広く知られた自他商品の識別機能を持つ著名商標として認識されているとの主

張、立証をしたが、この主張は、被告主張のような事実のないことを示す間接事実 の摘示であるとともに、商標法第三条第二項(使用による顕著性)に基づく仮定抗 ないであるとともに、商標法第三条第二項(使用による顕著性)に基づく仮定抗 弁とみられるべきものである。しかるに、本件審決は、この点について何ら判断を 示していない。原告は、その製造販売に係る商品「スキー」の商標として、本件商 標、本件商標の連合商標として登録されている登録第一三一六九二三号商標「オー ルラウンド」及び登録第四五八二〇九号商標「ALLROUNDオールラウンド」 を長年にわたり盛大に使用してきたもので、本件商標は、原告の製造販売する「スキー」に係る商標として、その登録査定時から今日に至るまで周知著名となつており、自他商品を識別させるに足りる特別顕著性を具備していたものである。しかる に、本件審決は、この点に関し、「オールラウンド」の語は、被請求人(原告)提 出の乙号各証によつて被請求人(原告)も古い時代からスキーに使用していること を否定するものではないが、他にも多くの会杜が使用していた、と述べるだけであ つて、右の語が顕著性を取得したか否か、また、他社の使用がそれとどうかかわり があるかについては判示するところがない。したがつて、本件審決は、被請求人 (原告)の仮定的な抗弁について判断をしたとはいえず、本件審決の結論に影響を 及ぼすおそれのある重大な争点についての判断を遺脱したものというほかはない。 第三 被告の答弁

被告訴訟代理人は、請求の原因に対する答弁として、次のとおり述べた。

請求の原因一及び二の事実は、認める。

同三の主張は争う。本件審決の認定判断は正当であつて、何ら違法の点はな い。

事実誤認の主張について

「ALLROUND」の意味について (-)

原告は、英語の辞書や日本の他の辞典、更には、スポーツ関係の書物にも、コン サイス外来語辞典の「オールラウンド」の項のような記載がないことを理由に、 ンサイス外来語辞典の右記載は誤つていると極言している。しかしながら、英語の 辞書に記載のない点は、オールラウンドをコンビネーションと同義に一般用スキー として使用するのは、我が国スキー業界においての使用形態であり、英語の辞書を 参照すること自体意味がないし、日本の他の辞典やスポーツ関係の書物に記載のな い点は、スキー業界における「オールラウンド」という語の使用状況をふまえてコンサイス外来語辞典が一番詳細に所載しているというだけのことである。詳細さを 欠く他の辞書に所載されていないからといつて、コンサイス外来語辞典を誤りとな し得るものではない。また、スポーツ関係のスキー教本等は、本来のスキーの滑り 方等の解説を主とするものであり、業界での用語の使用例を網羅して所載する性質 のものではない。よつて、「ALLROUND」の意味についての原告の主張は理 由のないものである。

(二) 「オールラウンド」という語の使用について (1) 本件審決は、「オールラウンド」という語の多数の使用例及び愛用者の証 言が「オールラウンド」という語をスキーの品質を示す表示として使用している事 実及びコンサイス外来語辞典も「オールラウンド」という語をスキーについての品質表示語として所載している事実に基づいて、「ALLROUND」という語をスキーについての品質表示語であると認定し、「ALLROUND」の文字からなる 本件商標を「オールラウンド」によって表される品質のスキーに使用するときには商標法第三条第一項第三号の規定に該当することを、また、それ以外のスキーに使用するときには同法第四条第一項第一六号の規定に該当することを認めたものである。 る。ところで、商標法第三条第一項第三号の規定は、何らかの意味において、当該 商品の特性を記述する目的をもつて表示する語については、一般に使用されること が多いため、自他商品識別の機能を欠くことが多く、また、商品取引上何人にとつ ても必要な表示であるために、特定人のみに独占的に使用させることは、公益上も 妥当ではないというところから不登録事由とされているものであり、「ALLRO UND」という語が、いかなる品質表示語として厳密に特定されるのか、また、そのような厳密に特定された意義において統一されて使用されていたか否かの探索は、商標法第三条第一項第三号の規定の立法の趣旨からすれば全く無用のことである。 つて、スキーの特性を記述する品質表示語であることさえ認定されれば、それをも つて足りるというべきである。ところで、本件審決は、「オールラウンド」の語は、「オールラウンド」、「オールラウンドスキー」、「オールラウンド用」、「オールラウンドタイプ」、「オールラウンドモデル」、「オールラウンドのスー」として使用されていると認定しているのであつて、右使用の態様自体からし 、「オールラウンドのスキ

なお、本件審決は、 (2) なお、本件審決は、「オールラウンドスキー」について、回転・滑降の両方に使えるスキーと括弧内に注記しているが、回転専用スキーでもなく、滑降専用 スキーでもないスキーについて、回転・滑降の両方に使えるスキーであると特記す ることは当然のことであり、回転・滑降の両方に使えるスキーであるということ は、回転専用でもなぐ、滑降専用でもないスキーということであって、かかる意味 からすれば、一般用のスキーであるという趣旨にほかならない。しかも、本件審決 が、オールラウンドスキーについて、「回転・滑降の両方に使えるスキー」と括弧内に注記したのは、コンサイス外来語辞典において、オールラウンドはコンビネーションスキーと同義であり、コンビネーションスキーは、回転・滑降の両方に使えるスキーであると所載されていることによるのであるから、回転・滑降の両方に使 えるスキーたるコンビネーションスキーとは、当業者にどのようなスキーとして理 解されているかをみれば、より一層、この点が明らかに理解されるが、当業者は、 コンビネーションスキーとは、一般用のスキーを指すものと理解しているのであ る。コンビネーションスキーが「回転・滑降の両方に使えるスキー」であるとのコ ンサイス外来語辞典の説明は、正にこのような一般用のスキーであることをいつているに過ぎないものであり、オールラウンドは、正にかかるコンビネーションスキーと同義なのである。そして、コンビネーションとオールラウンドの用語の関係についているば、スキー業界においては、当初、回転専用でもなく、過略専用でもなり、 ついていえば、スキー業界においては、当初、回転専用でもなく、滑降専用でもない一般用スキーについて、コンビネーションという用語が使用されていたが、その後、徐々に、オールラウンドもこれと同じ意味を持つ語として使用されてきたとい うのが業界の実情なのである。そして、一般用スキーについてのオールラウンドの表示は、少なくとも一九六六年からは、アメリカのヘツドスキーについて使用され でおり、以後、多数の業者によって一般用スキーを表示するものとして使用され、 現在においてもなお使用されているというのが現状である。更に、オールラウンドという語自体が、元来、「万能な、用途の広い、全般にわたる、広く役だつ」等と いう意義を持つ語であるところから、オールラウンドタイプ、オールラウンド用等 の語を、そのまま日本語に訳出したとしても、汎用スキーの意となるのであり、 のことからも、回転専用でもなく、滑降専用でもない一般用スキーであることは直 ちに読み取れるのである。

(3) 原告は、甲号証の使用例の中には、「万人向き」、「初心者用」、「どんな条件にも適する」、「どういう目的にも使える」、「各種の優れた性能を持つている」という意味に「オールラウンド」という語を使用しているものがあり、品質表示としての使用例ではない旨主張するが、右主張は、「オールラウンド」という語が一般用の回転・滑降の両方に使えるスキーを表示していることをあえて無視して、何らかの他の意味を探索しているだけのことにすぎない。また、原告は、「オールラウンド」が「コンビネーションスキー」と併記され、「コンビネーションスキー」とは異なるものとして使われている例があり、また、回転・滑降の両用のス

キーの意として使われていない例もある旨主張している。しかしながら、「オール ラウンド」と「コンビネーション」との併用の点については、既述のとおり、回転・滑降両用の一般用スキーを、古くは「コンビネーションスキー」と呼んでいた ものが、「オールラウンド」とも呼ばれるようになり、徐々に「オールラウンド」 との表示が増えていつたものであり、業者によつては、一般用スキーについて、 「コンビネーションスキー」、「オールラウンド」の双方の表示を併用しているも のがあるというだけのことにすぎない。また、「オールラウンド」が回転・滑降の両方に使えるスキーの意として使われていない例があるという点についてみれば、 このような例は一切存しない。原告は、かかる例であるとして、甲第六号証の一五 の(ロ)、一九の(ハ)、二三、三四の(ロ)、(ハ)及び三六の(二)等を挙げているが、いずれも事実に反する。すなわち、甲第六号証の一五の(ロ)につい て、原告は、「オールラウンド」という語がスキーの機種表示として使用されてい ない旨主張するが、同号証の一五の(ロ)では、「クロスカントリー用」等の説明 と同等の項についての説明として、「オールラウンド」という語が用いられており、事実に反する。また、甲第六号証の一九の(ハ)について、原告は、「オールラウンドスキー」と表示された「グラスGI」というスキーのみが、回転・滑降の 両方に使えるスキーであるとは思われない等と主張しているが、回転・滑降の両方に使える一般スキーについて、「オールラウンド」と表示するか、ゲレンデ用ある いは中級者用等と表示するかは、業者の自由であり、かかる原告の言い分は、何ら 「オールラウンド」が回転・滑降の両方に使えるスキーを表す語として使われてい ないとの主張と結びつくものではない。更に、甲第六号証の二三の記載について、原告は、「オールラウンド」が大回転・滑降の意に用いられていると主張するのであるが、同号証の二三は、MV2コスミツクは、大回転・滑降に使用しているMV 2エキツプを「柔らか目」にしたものであり、したがつて、MV2コスミツク自身 は「オールラウンドスキー」であると説明しているのであつて、これもまた原告の主張は事実に反している。また、甲第六号証の三四の(ロ)、(ハ)及び三六の(二)についての原告の主張は、その主張自体からして、「オールラウンド」を回 転・滑降に適したスキーという意味に用いていないとの理由となし得るものでな い。そして、原告の掲げるその他の使用例も右と同様であつて、結局、「オールラウンド」という語が回転・滑降の両方に使えるスキーの意として使われていない例などというものは全く存しないのである。更に、原告は、「愛用者の証言」につい て、「オールラウンド」という語がスキーの品質を表示する語として使用されてい ない旨主張するが、この点は、「オールラウンド」という語が、一般用スキーにつ いての品質表示であるとの点を全く無視したうえで、それ以外の意味を文中から探 素しているにすぎない。原告は、分析の前提において誤つている。

以上のとおり、コンサイス外来語辞典の記載及び「オールラウンド」という語の多数の使用例並びに「愛用者の証言」から、「ALLROUND」という語がスキーについての品質表示語であると認定した本件審決は正当であつて、何ら事実誤認はない。

2 判断遺脱の主張について

原告は、本件審決は、使用による顕著性取得の主張に対して判断をしていない旨主張しているが、本件審決は、原告の「ALLROUND」という語の使用の事実を必ずしも否定するものではないが、これに対立する事実として、原告以外の多数の会社が本件商標登録日以前からスキーに右語を品質表示として使用している事実を証拠によつて認定し、その結果、本件商標は、スキーに使用した場合、自他商品識別標識としての機能を有しないと判断しているのであつて、原告の右主張に対する判断をしていることは明らかである。したがつて、本件審決のこの点の認定判断は正当であつて、何らの判断遺脱もない。

理由

(争いのない事実)

一 本件に関する特許庁における手続の経緯、本件商標の商標登録出願日、登録日、構成及び指定商品並びに本件審決理由の要点が原告主張のとおりであることは、当事者間に争いがないところである。

(本件審決を取り消すべき事由の有無について)

二 原告は、本件審決は「オールラウンド」という語の意議及び右語の具体的な使用例並びに「愛用者の証言」から「ALLROUND」という語が「回転・滑降の両方に使えるスキー」というスキーの品質を表示する語として使われている旨誤認し、また、本件商標が商標法第三条第二項所定の商標に当たる旨の原告の主張についての判断を遺脱した結果、誤つた結論を導いたものであり、この点において違法として取り消されるべき旨主張するが、以下に説示するとおり、原告の主張はすべて理由がないものというべきである。

成立に争いのない甲第六号証の一〇ないし一三の各(イ)ないし(ハ)及び第四三号証、第四四号証の各一ないし三及び第四五号証、第四六号証の各一ないし四によれば、本件商標の「ALLROUND」という語が、本件商標の登録日である昭和五二年一二月一九日前から「オールラウンド」と称呼され、かつ、「万能な、多芸の」、「全般にわたる」、「多方面の」、「いろいろな分野のことをうまくこなすさま」、「万能な人」等を意味する外来語として一般世人に理解されていたことは明らかである。

ところで、本件審決認定のとおり、「オールラウンド」という語が、本件審決指摘の多くの会杜等で、スキーに関して、「オールラウンド」、「オールラウンドモー」、「オールラウンド用」、「オールラウンドタイプ」、「オールラウンドモデル」、「オールラウンドのスキー」というように使用されていること(その使用の時期及び期間の点を除く。)、及び【A】外五名(プロスキーヤー、スキースクールの校長等)が「オールラウンド」という語をスキーについて記述的に使用していることは原告の認めるところ、原告は右「オールラウンド」等の語について、いることは原告の意味内容等を争うから、これらの語が、スキーについて、いつごろから、また、いかなる意味内容を表示する語として使用されていたかについて検討することとする。

「オールラウンド」の語が前認定のような意義を有する語として一般世人に理解さ れていること、及び原告自認に係る上記の事実に、成立に争いのない甲第六号証の 一四、一六、一八、二七、二九及び三一の各(イ)ないし(ハ)、同号証の一五の(イ)ないし(ホ)、同号証の一七、二〇、二五及び三二の各(イ)ないし(二)、同号証の一九の(イ)ないし(チ)、同号証の二一の(イ)ないし(ト)、同号証の二二の(イ)ないし(ル)、同号証の二三、二四、二六及び二八、同号証の三〇の(イ)、(ロ)、同号証の三三の(イ)ないし(へ)、同号証の三七の(イ)ないし(オ)並びに乙第五号証の一、二、第六号証の一ないし三、第七号記の一ないし四、第八号証の一ないし三、第七号記の一ないし四、第八号証の一ないし三、第七号記の一ないし四、第八号証の一ないし三、第七号記の一ないし四、第八号証の一ないし三、第七号記の一ないし四、第八号証の一ないし三、第七号記の一ないし四、第八号証の一ないし三、第七号記の一ないし四、第八号証の一ないし三、第七号記の一ないし四、第八号証の一ないし三、第七号記の一ないし四、第八号証の一ないし一、第八号証の一ないし一、第八号証の一ないし回、第八号証の一ないし回、第八号証の一ないし、第八号証の一ないし、第八号証の一ないし、第八号証の一ないし、第八号証の一ないし、第八号証の一ないし、第八号証の一ないし、第八号証の一ないし、第八号証の一ないし、第八号証の一本に、第八号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证の一本に、第十号证 第七号証の一ないし四、第八号証の一ないし五及び第九号証、第一〇号証の各一な いし六を総合すると、「オールラウンド」の語は、昭和四二年ころから本件商標の 登録の日(昭和五二年一二月一九日)前までの間に頒布された本件審決指摘の会社 等の製造又は販売するスキーに関するカタログ又は広告等に、また、そこに掲載の「愛用者の証言」と題する記事において、スキーに関する記述として、「オールラウンド」、「オールラウンドスキー」、「オールラウンド用」、「オールラウンドモデル」又は「オールラウンドのスキー」というように多用されており、それらに 記載の「オールラウンド」の語の用法は、個々的にはニュアンスの差があるものもみられるが、その語が回転、大回転、滑降専用等品質を表示したスキーと対置される態様で、あるいは「スキー特性&バーン状況」の項目中の説明として示されてい ること等から、競技用、特に一般用スキーにおいて、回転・滑降の両方に使用できる性能を有するという意味又はこれを含む意味で「万能型」であるとのスキーの品質を表示する語として使用されているものと看取するに十分であり、また、右のカ タログ、広告等に接した取引者及び一般需要者は、「オールラウンド」の語が付さ れたスキーについて、右のような性能を有する万能型のスキーと観念することはご く自然なことと認めることができ、この認定を覆すに足りる証拠はない。原告は、 上掲各証拠に示される「オールラウンド」の用語の意義につき右認定と異なるもの としその理由をるる主張するが、その主張するところは、成立に争いのない甲第五 〇号証の一ないし一〇、第五一号証の一ないし一一、第五二号証の一ないし一二 び第五三号証の一ないし七に記載されている「コンビネーション」又は「コンビ の用語の意味等を考慮に入れても、個々的ニュアンスの相違を殊更に強調する以上 に出るものではなく、上記認定を左右するに足りず、採用することができない。そうすると、「ALLROUND」なる本件商標を、その指定商品中スキーに使用す る場合は、取引者及び需要者は上記の品質を表示するものと認識し、理解するもの と解せられ、しかも本件商標の表示方法は前示構成からみて極めて普通の方法で格 別の識別力を有するものではないから、結局、本件商標は、指定商品中スキーに関

して自他商品識別標章としての機能を有しないものとみるほかなく、また、これを右の性能を有しないスキーに使用する場合には、取引者及び需要者をしてその商品質を誤認させるおそれがあるものと認めざるを得ず、商標法第三条第一項第号及び第四条第一項第一六号の規定に該当するものとして、商標登録を受けることができないものというべきである。なお、原告は、本件審決が株式会社三省堂発の「コンサイス外来語辞典」を資料として、「ALLROUND」の語がスキーの「コンサイス外来語辞典」を資料として、「ALLROUND」の語がスキーの「コンサイス外来語辞典」を資料として、「ALLROUND」の語がスキーの「コンサイス外来語辞典」を資料として、「ALLROUND」の語がスキーの「コンサイス外来語辞典」を資料として、「ALLROUND」の語がスキーの「コンサイス外来語辞典」を資料として、「由して、原告の古主張は採用するに由ない。

(むすび)

三 以上のとおりであるから、本件審決の認定判断は正当であり、その主張の点に判断を誤つた違法があることを理由に本件審決の取消しを求める原告の本訴請求は、理由がないものというほかない。よつて、これを棄却しすることとし、訴訟費用の負担ついて、行政事件訴訟法第七条及び民事訴訟法第八九条の規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 武居二郎 杉山伸顕 川島貴志郎) 別紙

<12705-001>